

令和元年度
一般競争入札による市有財産
（自動販売機設置場所）
一時貸付けの案内書

令和元年 1 2 月

川崎市財政局資産管理部資産運用課

目 次

◆ 令和元年度一般競争入札による		
	市有財産（自動販売機設置場所）一時貸付けの御案内	ページ
1 趣 旨		1
2 入札物件（一時貸付物件）		1
3 貸付期間		1
4 引渡し及び返還		1
5 契約上の主な条件等		1
6 貸付料		2
7 電気料等		3
8 入札日程		4
9 入札参加資格		4
10 申込みに必要な書類		4
11 申込方法等		5
12 入札及び開札の日時、場所		5
13 入札の手続		6
14 入札の無効		6
15 落札者の決定及び入札参加資格の審査等		6
16 契約の締結等		7
17 その他		8
◇ 一時貸付物件一覧表・個別条件仕様書		9
◆ 案内図・設置箇所写真		11
◆ 一時貸付物件に関する留意事項		16
◆ 貸付契約書（案）		
◇ 市有財産一時貸付契約書（案）		17
◇ 自動販売機設置場所一時貸付契約約款		20
◆ 入札参加申込みから一時貸付物件引渡しまでの流れ		25
◆ 提出書類（様式）		
◇ 入札参加申込書		26
◇ 自動販売機設置事業申告書		27
◇ 川崎市暴力団排除条例に係る誓約書		28
◇ 入札書・委任状		29
◇ 自動販売機設置事業計画書		30
◇ 入札辞退届		31
（参考）記載例		32
◆ 関係法令		38
◎ 入札会場案内図		

令和元年度一般競争入札による市有財産 (自動販売機設置場所) 一時貸付けの御案内

1 趣 旨

川崎市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号、同法第238条の5第1項及び「市有財産を有効活用するための基本方針」（平成19年12月策定）に基づき、市有財産の有効活用を推進しています。

本件貸付けは、市有財産の余裕部分を活用して歳入の確保等を図ることを目的として、自動販売機及び飲料容器等の回収容器等（以下「自動販売機等」という。）を設置して運営する事業（以下「自動販売機設置事業」という。）を行う事業者（借受人）との間に自動販売機設置場所の一時貸付契約を締結するものです。

2 入札物件（一時貸付物件）

一時貸付物件及び個別条件は、「一時貸付物件一覧表・個別条件仕様書」（9～10ページ）のとおりです。なお、各物件の設置場所については、「案内図・配置図」（11～15ページ）を御確認ください。なお、入札は物件番号を単位として行います。

※ 貸付期間中の建替え等については、「一時貸付物件に関する留意事項」（16ページ）を御覧ください。

3 貸付期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

※ 原則として貸付期間の延長はありません。

4 引渡し及び返還

(1) 引渡し

一時貸付物件は、貸付期間の初日に現況有姿で引き渡します。

ただし、前の貸付期間がある場合で、当該期間に係る借受人（旧借受人）、川崎市、落札者との間に協議が成立したときは、協議によって定められた状態となります。

(2) 返還

一時貸付物件は、貸付期間の満了までに、一時貸付物件を引渡しの時点（前の貸付期間がある場合で、引き続き同じ一時貸付物件を使用しているときは当初の引渡しの時点）の原状に回復して返還しなければなりません。

ただし、次の貸付期間がある場合で、当該期間に係る借受人（新借受人）と借受人が同一となる場合は、原状に回復することなく、引き続き一時貸付物件を使用することができます。

5 契約上の主な条件等

(1) 貸付契約の内容

本件一時貸付けは、地方自治法第238条の4第2項第4号及び同法第238条の5第1項の規定に基づく土地又は建物の賃貸借契約です。借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はありません。

(2) 用途の指定等

一時貸付物件は、自動販売機設置事業の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければなりません。また、自動販売機設置事業に必要な工事費、維持管理費、光熱水費等の費用は全て借受人の負担となります。

(3) 禁止事項

一時貸付物件について、次の行為をすることはできません。

ア 一時貸付物件を指定用途以外の用途に使用すること。

イ 一時貸付物件に建物を建築し、又は工作物を設置すること（財産管理者が、電源等の確保のため必要があると認める場合を除く。）。

ウ 土壌の汚染、土地の形質の変更その他原状回復が困難となるような使用をすること。

エ 一時貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。

オ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

カ 一時貸付物件において、公序良俗に反する行為をすること。

(4) 自動販売機等の設置等

自動販売機等は、「一時貸付物件一覧表・個別条件仕様書」(9～10ページ)に定められた条件に従うほか、次の事項を遵守して設置、運営しなければなりません。

借受人は、貸付期間の開始後、速やかに指定の位置に自動販売機等を設置してください。また、設置後において財産管理者が、安全管理上支障があると認めた場合は、その指示に従って必要な措置を講じてください。

ア 貸付期間を通じて常に使用可能な状態で設置されていること。

イ 自動販売機等の維持管理にあたっては、転倒防止、漏電防止、容器等の散乱防止など、利用者、近隣住民の安全、周辺環境の保全に十分に配慮すること。

ウ 販売品の在庫等の管理、補充、交換は、借受人の責任において、財産管理及び近隣住民の生活に配慮した方法、頻度、時間帯等により行うこと。

エ 自動販売機の付近に飲料容器等の回収容器等を原則として1個以上設置し、空き缶等の使用済み容器が周囲に散乱しない頻度により回収して、適正に処分すること。

オ 飲料用の自動販売機は、ノンフロン冷媒又は低GWP冷媒で、かつ、ヒートポンプ対応等エネルギー消費効率の優れた機種(年間消費電力量(カタログ値)1,131kWh/年未満のものに限る。)とすること。なお、適宜消灯・減光等を行い、節電対策に努めること。

(5) 販売品

ア 販売品は、「一時貸付物件一覧表・個別条件仕様書」(9～10ページ)に定められたものとする(財産管理者が認めた場合を除く。)。なお、酒税法第2条(昭和28年法律第6号)による酒類又はその類似品を販売することはできません。

イ 販売品の売価は、借受人により任意に設定することができます。なお、生田の天然水恵水は、販売目的が災害時における飲料水の備蓄啓発等であることを踏まえ、その売価は、他のミネラルウォーターの売価と同程度の価格を参考価格とします。

(6) 資料の提出等

ア 借受人は、毎年1回、一時貸付物件に設置した自動販売機の売上実績(売上数量、売上金額)を報告しなければなりません。川崎市は、当該売上実績について、市有財産の有効活用を推進するため必要とするときは、借受人の承諾なしに公開できるものとします。

イ 川崎市は、借受人が上記の禁止事項に違反している疑いがあるとき、債権の保全上必要があると認めるときは、借受人に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができるものとします。

(7) 違約金

川崎市は、借受人が上記の禁止事項、資料の提出等の条件に違反した場合には、違約金を請求する場合があります。

6 貸付料

(1) 貸付料の算定

各年度の貸付料は次のとおり計算し、その合計額を貸付料総額(契約金額)とします。なお、各年度の貸付期間に1月末満の端数が生じるときは、日割計算により計算します。

ア 消費税が課税されるもの

各年度の貸付料＝落札金額×当該年度の貸付期間の月数×(1＋消費税率)(円未満切捨て)

イ 消費税が課税されないもの

各年度の貸付料＝落札金額×当該年度の貸付期間の月数(円未満切捨て)

※ 貸付期間中に消費税率の変更があった場合は、適用となる消費税率により取引に係る消費税及び地方消費税の額を変更します。

(2) 貸付料の納入

貸付料は、当初の年度分の貸付料にあつては貸付期間の開始日から起算して30日以内に、次年度

以降の貸付料にあっては当該年度の4月30日までに、川崎市が財産管理者ごとに発行する納入通知書（納入通知額は、場所番号ごとに案分した額となります。）により納入してください。ただし、納入の期限とする日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日が納入の期限の日となります。

(3) 貸付料の改定

川崎市は、一時貸付物件について特別の費用を負担することとなったとき、その他正当な理由があるときは、借受人に対して貸付料の増額を請求することができます。

7 電気料等

自動販売機の設置にあたり、川崎市の電源や水道等を使用する場合は、次の使用料等（実費相当額）の支払いが必要です。

(1) 電気料

自動販売機に係る電気料については、自動販売機の年間消費電力量に応じ、自動販売機1台ごとに次表により算出する額を、川崎市が年度ごと（請求予定月：4月）に発行する納入通知書により、その指定する日までに納入していただきます。なお、適用する年間消費電力量は各年度の4月1日時点（年度途中に貸付けを開始した場合は開始時点）の規格とします。

年間消費電力量 (kWh)	月額電気料 (うち消費税相当額) (円)	年額電気料 (うち消費税相当額) (円)	年間消費電力量 (kWh)	月額電気料 (うち消費税相当額) (円)	年額電気料 (うち消費税相当額) (円)
1 - 100	800 (72)	9,600 (872)	1,001 - 1,100	3,500 (318)	42,000 (3,818)
101 - 200	1,000 (90)	12,000 (1,090)	1,101 - 1,200	3,800 (345)	45,600 (4,145)
201 - 300	1,300 (118)	15,600 (1,418)	1,201 - 1,300	4,200 (381)	50,400 (4,581)
301 - 400	1,600 (145)	19,200 (1,745)	1,301 - 1,400	4,500 (409)	54,000 (4,909)
401 - 500	1,800 (163)	21,600 (1,963)	1,401 - 1,500	4,800 (436)	57,600 (5,236)
501 - 600	2,100 (190)	25,200 (2,290)	1,501 - 1,600	5,200 (472)	62,400 (5,672)
601 - 700	2,300 (209)	27,600 (2,509)	1,601 - 1,700	5,500 (500)	66,000 (6,000)
701 - 800	2,600 (236)	31,200 (2,836)	1,701 - 1,800	5,900 (536)	70,800 (6,436)
801 - 900	2,900 (263)	34,800 (3,163)	1,801 - 1,900	6,200 (563)	74,400 (6,763)
901 - 1,000	3,100 (281)	37,200 (3,381)	1,901 - 2,000	6,500 (590)	78,000 (7,090)

- ※ この表は、消費税等の改定等により見直す場合があります。
- ※ 貸付期間に1月に満たない期間が発生した場合においても、日割計算は行いません。
- ※ 故障等により自動販売機を交換する場合は、翌月以降の電気料を再算出します。電気料が増額となる場合は、差額分を納入していただきます。電気料が減額となる場合は、差額分を還付します。
- ※ 原則として、子メーターの設置は不要ですが、一時貸付物件一覧表・個別仕様書（9～10ページ）に子メーターを設置する定めがある場合、又は財産管理者が財産管理上の事情により子メーターが必要であると判断した場合は、借受人の負担で子メーターを設置していただきます。

(2) 水道料等

自動販売機に係る水道料等については、次により算出する額を、川崎市が発行する納入通知書により、その指定する日までに納入していただきます。

ア 子メーターがある場合

川崎市が支払う月額使用料×当月使用量（子メーター表示）／当月使用量（親メーター表示）

イ 子メーターがない場合

川崎市が支払う月額使用料×貸付面積／建物の延床面積

- (3) 子メーターを設置した場合等、前(1)及び(2)によることが適当でない場合は、使用状況等を勘案し、算定することになります。

8 入札日程

一般競争入札の申込みから契約締結までの日程は、次のとおりです。

項 目	日 程
入札案内書の配布	令和元年12月19日（木）から 令和2年1月17日（金）まで
入札参加申込受付期間	令和2年1月14日（火）から 午前9時～午後4時まで 令和2年1月17日（金）まで （正午から午後1時までを除く）
入札及び開札	令和2年1月29日（水）午後2時
契約の締結期限	令和2年2月27日（木）

9 入札参加資格

次の条件を全て満たす方でなければ、入札に参加することはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 国税又は市税の未納がないこと。
- (5) 本入札案内書に定める条件及び法令等を遵守し、自動販売機設置事業を行う資力、能力等を有すること。
- (6) 平成29年度及び平成30年度において、自動販売機設置事業又はこれに類する事業の実績を有していること。
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実がないこと。
- (9) 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結していないこと。

10 申込みに必要な書類

入札参加申込みに必要な書類は、次のとおりです。

- (1) 申込者が法人の場合
 - ア 入札参加申込書（26ページ）
 - イ 自動販売機設置事業申告書（27ページ）
 - ウ 川崎市暴力団排除条例に係る誓約書（28ページ）
 - エ 商業登記簿（履歴事項全部証明書）
 - オ 代表者の印鑑証明書（法務局に届け出たもの）
 - カ 国税の納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用）
 - キ 市税の納税証明書（川崎市内に事務所又は事業所を有している場合のみ）
 - (ア) 法人市民税
申込み時点において終了している事業年度のうち直近2事業年度分の納税証明書（未納がないもの）をそれぞれ1部提出してください。
 - (イ) 固定資産税・都市計画税（川崎市内に固定資産（償却資産を含む。）を有している場合のみ）
平成29年度及び平成30年度の納税証明書（未納がないもの）をそれぞれ1部提出してください。
 - ク 財務諸表の写し
申込み時点において終了している事業年度のうち、直近2事業年度分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書を提出してください。

※ エ〜キの書類は、発行後3か月以内に取得したもの（原本）を提出してください。

(2) 申込者が個人の場合

ア 入札参加申込書（26ページ）

イ 自動販売機設置事業申告書（27ページ）

ウ 川崎市暴力団排除条例に係る誓約書（28ページ）

エ 印鑑登録証明書

オ 身分証明書

破産者等でないことの証明書（本籍地の市区町村長発行）を提出してください。

カ 登記されていないことの証明書

成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことの証明書を提出してください。

（お問合せ先）東京法務局後見登録課 電話03-5213-1360

横浜地方法務局戸籍課 電話045-641-7976

キ 国税の納税証明書（その3の2「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用）

ク 市税の納税証明書（川崎市内に住所等を有する方のみ）

（ア）市民税・県民税

平成29年度及び平成30年度の納税証明書（未納がないもの）をそれぞれ1部提出してください。

（イ）固定資産税・都市計画税（川崎市内に固定資産（償却資産を含む。）を有している場合のみ）

平成29年度及び平成30年度の納税証明書（未納がないもの）をそれぞれ1部提出してください。

ケ 確定申告の提出書類の写し（直前決算2年間分）

※ エ〜クの書類は、発行後3か月以内に取得したもの（原本）を提出してください。

1.1 申込方法等

入札への参加を希望される方は、本入札案内書を熟読し、契約の条件、現地の状況等を御自身で確認の上、お申込みください。なお、現地の状況を確認される際には、財産管理者へ事前連絡の上、訪問されるようお願いいたします。

(1) 受付期間 令和2年1月14日（火）から1月17日（金）まで

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 受付場所 川崎市川崎区宮本町6番地（明治安田生命川崎ビル13階）

川崎市財政局資産管理部資産運用課

電話 044-200-2086

(3) 申込方法 (2)の受付場所に直接書類を持参してください。なお、郵送による受付は行っておりませんので御注意ください。

1.2 入札及び開札の日時、場所

(1) 入札受付 令和2年1月29日（水）午後1時30分から2時まで

(2) 入札及び開札の日時 令和2年1月29日（水）午後2時

(3) 入札及び開札の場所 明治安田生命川崎ビル10階会議室

川崎市川崎区宮本町6番地（裏表紙裏面案内図を参照）

JR「川崎駅」下車徒歩約15分 京浜急行「京急川崎駅」下車徒歩約10分

(4) 入札結果の公表

入札の結果（物件所在地、落札金額、相手方）は、開札後に市ホームページで公表します。

※ 郵送による入札は受け付けておりません。また、入札開始時刻に遅れると入札に参加できませんので時間に余裕を持ってお越しください。

※ 入札参加者以外は入札（開札）会場への入室はできません。また、会場のスペースの関係上、入札（開札）会場への入室は、各社（者）最大2名までとさせていただきます。

1 3 入札の手続

(1) 入札保証金

本入札に係る入札保証金の納付は免除します。

(2) 入札時に持参する書類

ア 入札参加申込書の写し

申込受付時にお渡ししたものを持参してください。

イ 入札書・委任状（29ページ）

所定の様式に必要事項を記載して記名押印してください。記載する入札金額は、1 か月間の貸付料（消費税等相当額を含まないもの）の金額となりますので御注意ください。

なお、委任状は、代理人の方（社員等の代表者以外の方を含みます。）が入札される場合に記載してください。代理の有無に関わらず委任状は入札書から切り離さないでください。

(3) 入札方法

ア (2)の書類を持参し、入札開始前に受付を行ってください。

イ 入札開始前に入札書の記載事項等を再度御確認ください。

ウ 入札書を物件番号及び入札参加者名を記載した封筒に封入して投函してください。

※ 投函した入札書・委任状の書換え、引換え又は撤回はできませんので御注意ください。

※ 落札候補者となるべき方が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札候補者を決定します。落札候補者となるべき方は、「くじ」を辞退することはできません。

1 4 入札の無効

次の各号の一つに該当する入札は無効とします。

(1) 入札に参加する資格がない者の入札

(2) 入札事項を記載しない入札書又は一定の数字（アラビア数字とし、金額の頭初に「¥」を付したものの）をもって金額を表示しない入札書による入札

(3) 同一物件の入札について、2通以上の入札書を提出した者の入札

(4) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(5) 入札者の記名押印のない入札書による入札

(6) 要領が不明確な入札書による入札

(7) 入札に関して不正行為があった者の入札

(8) 最低貸付料（「一時貸付物件一覧表・個別条件仕様書」（9～10ページ）に記載）に達しない貸付料で入札した者の入札

(9) その他この入札案内書で指定した以外の方法により入札した者の入札

1 5 落札者の決定及び入札参加資格の審査等

(1) 自動販売機設置事業計画書（30ページ）

落札候補者には、落札された物件の各設置場所に設置する自動販売機の仕様（型式、年間消費電力量、外形寸法等）を記載した自動販売機設置事業計画書を入札日から1週間以内に提出していただきます。

(2) 落札者の決定

最低貸付料以上の価格をもって有効な入札を行った方のうち最高の価格をもって入札を行った方を落札候補者とします。開札後、落札候補者について、入札参加資格（前記「9 入札参加資格」に記載）を満たしているか、(1)により提出された自動販売機の仕様が、個別条件等を満たしているかの最終的な資格審査を行い、落札候補者を落札者として決定します。

なお、資格審査の結果、落札候補者に資格がないと認めたときは、当該落札候補者を失格とし、順次、価格の高い入札者について同様の審査を行い、資格が認められる落札候補者を落札者として決定します。

16 契約の締結等

(1) 契約の締結

落札者は、令和2年2月27日（木）までに川崎市と市有財産一時貸付契約（以下「本件契約」という。）を締結していただきます。

なお、市有財産一時貸付契約書（案）及び自動販売機設置場所一時貸付契約約款（案）は、17ページから24ページのとおりです。また、契約は総価（貸付料総額）で行い、本契約書に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関して必要な費用は、借受人（落札者）の負担となります。

※ 契約締結期限までに本件契約を締結しない場合、落札者の決定を取消しいたします。この場合、川崎市契約規則第2条に基づき、最長3年間、川崎市の一般競争入札に参加することができなくなることがありますので御注意ください。

(2) 契約保証金

ア 本件契約締結日までに契約保証金として契約金額（貸付料総額）の10分の1以上（円未満切上げ）を納付していただきます。

イ 上記の契約保証金は、本件契約期間の満了後、貸付物件の原状回復を確認してから、借受人（落札者）の請求に基づき利息を付さずに返還します。

ウ 借受人（落札者）が本件契約上の義務を履行しないときは、川崎市は本件契約を解除します。この場合、地方自治法第234条の2第2項の規定により、納付された契約保証金は川崎市に帰属することになります。

また、借受人（落札者）の申し入れにより本件契約が解除されたときも同様に、納付された契約保証金は、川崎市に帰属することになります。

(3) 住所等の変更の届出

借受人（落札者）は、住所又は氏名（法人の場合にあっては所在地、名称、又は代表者）に変更があったときは、貸付人が指定する届出様式に加えて、法人の場合は、川崎市暴力団排除条例に係る誓約書、商業登記簿（履歴事項全部証明書）、及び代表者の印鑑証明書（法務局に届け出たもの）、個人の場合は、川崎市暴力団排除条例に係る誓約書、住民票、戸籍謄本、印鑑登録証等を速やかに貸付人に提出してください。

(4) 契約の変更・解除

ア 貸付人は、自動販売機設置場所一時貸付契約約款（案）第22条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、本件契約を解除します。この場合、借受人（落札者）は、貸付人が契約を解除した当該年度及びその次の年度に実施する自動販売機設置業者一時貸付の一般競争入札に参加できないものとします。

イ 川崎市は、貸付期間中に一時貸付物件を公用又は公共用に供する必要が生じたときは、設置された自動販売機等の移設又は撤去を指示することがあります。この場合、契約を継続できるときは契約内容を変更し、継続できないときは契約の全部又は一部を解除します。

なお、解除することとなった場合は、撤去した自動販売機に係る既納の貸付料のうち、川崎市が貸付物件の返還を受けた日の翌日以降の分を返還します。契約保証金について、契約の全部を解除する場合は、契約期間の満了後、貸付物件の原状回復を確認してから、借受人（落札者）の請求に基づき利息を付さずに返還します。契約の一部を解除する場合は、全ての契約期間の終了後、貸付物件の原状回復を確認してから、借受人（落札者）の請求に基づき利息を付さずに返還します。

ウ 借受人（落札者）は、やむを得ない事情がある場合、貸付人に対して、理由を付した書面により本件契約の解除を申し入れすることができます。当該申し入れは、貸付期間の開始日から起算して1年6か月を経過する日以降の月末日を解除日として、当該解除日の6か月前までに行わなければなりません。なお、本件契約の一部の解除を申し入れすることはできません。

この場合、借受人（落札者）は、解除を申し入れた当該年度及びその次の年度に実施する自動販売機設置業者一時貸付の一般競争入札に参加できないものとします。

17 その他

(1) 入札の中止等

本件入札は、やむを得ない事情により予告なく入札を変更し、又は取り止める場合等があります。

(2) 定めのない事項

本入札案内書に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、川崎市財産規則、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得、その他関係法令等の定めるところによるほか、川崎市と借受人（落札者）の協議により決定します。

(3) お問い合わせ先

本入札案内書に関するお問い合わせ先は、次のとおりです。

川崎市川崎区宮本町6番地（明治安田生命川崎ビル13階）

川崎市財政局資産管理部資産運用課

電話 044-200-2086

※ 生田の天然水恵水に関するお問い合わせ先は、次のとおりです。

川崎市川崎区宮本町1番地（川崎市役所第2庁舎2階）

上下水道局サービス推進部サービス推進課

電話 044-200-3097

一時貸付物件一覧表・個別条件仕様書

物件番号 1

場所 番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地	貸付面積	消費税	設置・運営	販売品	平成 30 年 度の売上 数量 (本)	最低貸付料 (円/月) (税抜)	
633	久末表B市営住宅 (まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課 044-200-2951)	高津区久末 1938-1	2.00 m ²	非課税	・電気工事等(新規) (別記1)	飲料(缶・ ペットボ トル)	新規	3,000	8,000
634	中野島多摩川市営住宅 (まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課 044-200-2951)	多摩区中野 島5丁目 1823-1 (住居表示 : 多摩区中野 島5丁目2)	2.00 m ²	非課税	・電気料(別記2)	飲料(缶・ ペットボ トル)	新規	5,000	

[別記1]

当該設置場所は電源設備がないため、近隣の電柱等から電気を引き込む等、電力会社と独自に契約を行い、借受人の負担により、電力供給に必要な設備(支柱等)の調達及び工事を行うこと。設置した電気設備については、貸付人が認めた場合を除き、貸付期間の終了時まで撤去し、原状に回復すること。

[別記2]

当該設置場所は、次の条件に従って、集会所の電源コンセントを使用すること。①電気料金の支払い方法(借受人の負担による子メーター設置又は2ページの電気料表の使用等)について自治会と協議の上、協定書を取り交わすこと。支払い方法によっては、子メーターを設置すること。②電気料の支払い方法にあたっては、自治会の負担が極力発生しないようにすること。

場所 番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地	貸付面積	消費税	設置・運営	販売品	平成 30 年 度の売上 数量 (本)	最低貸付料 (円/月) (税抜)	
635	麻生区役所柿生分庁舎 1 階 (麻生区役所まちづくり 推進部総務課 044-965-5108)	麻生区上 麻生 6 丁目 433-6 (住居表 示: 麻生区 上麻生 6 丁 目 29-18)	1.5 m ²	課税	・ 生田の天然水恵水 (別記 1)	飲料(缶・ ペットボ トル)	新規	8,000	22,000
636	麻生市民館岡上分館 1 階 (麻生区役所まちづくり 推進部生涯学習支援課岡 上地区担当 044-988-0268)	麻生区岡 上 286-1	1.5 m ²	課税		飲料(缶・ ペットボ トル)	新規	10,000	
637	多摩消防署宿河原出張所 1 階 (消防局総務部施設設備 課 044-223-2550)	多摩区宿 河原 3 丁目 524-2 (住 居表示: 多 摩区宿河 原 3 丁目 12-1)	1.5 m ²	課税		飲料(缶・ ペットボ トル)	新規	4,000	

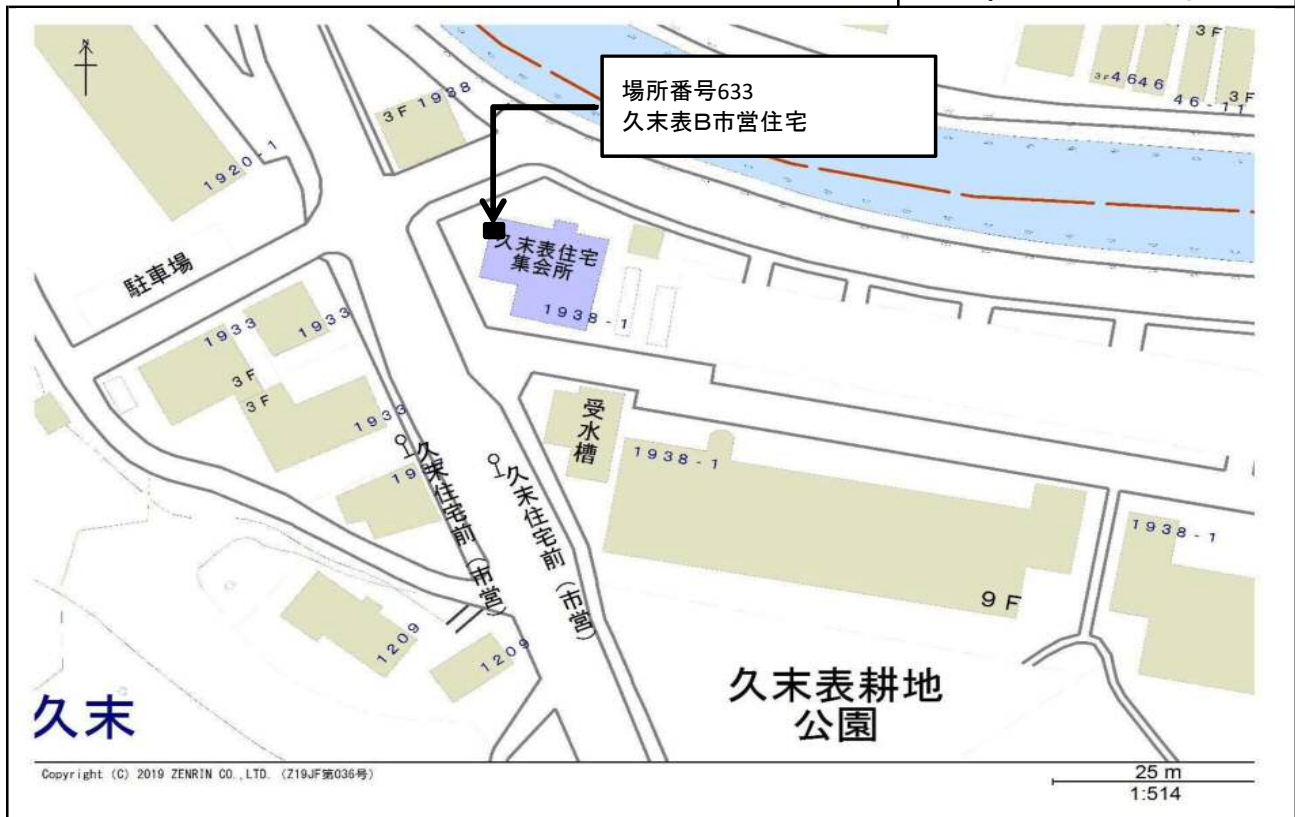
[別記 1]

川崎市上下水道局において製造する生田の天然水恵水を 1 区画以上設置すること。販売目的が災害時における飲料水の備蓄啓発等であることを踏まえ、その売価は、他のミネラルウォーターの売価と同程度の価格とすること。なお、販売事業者に販売するとき（川崎市上下水道局と販売契約を締結していただきます）の価格は、87 円となります。

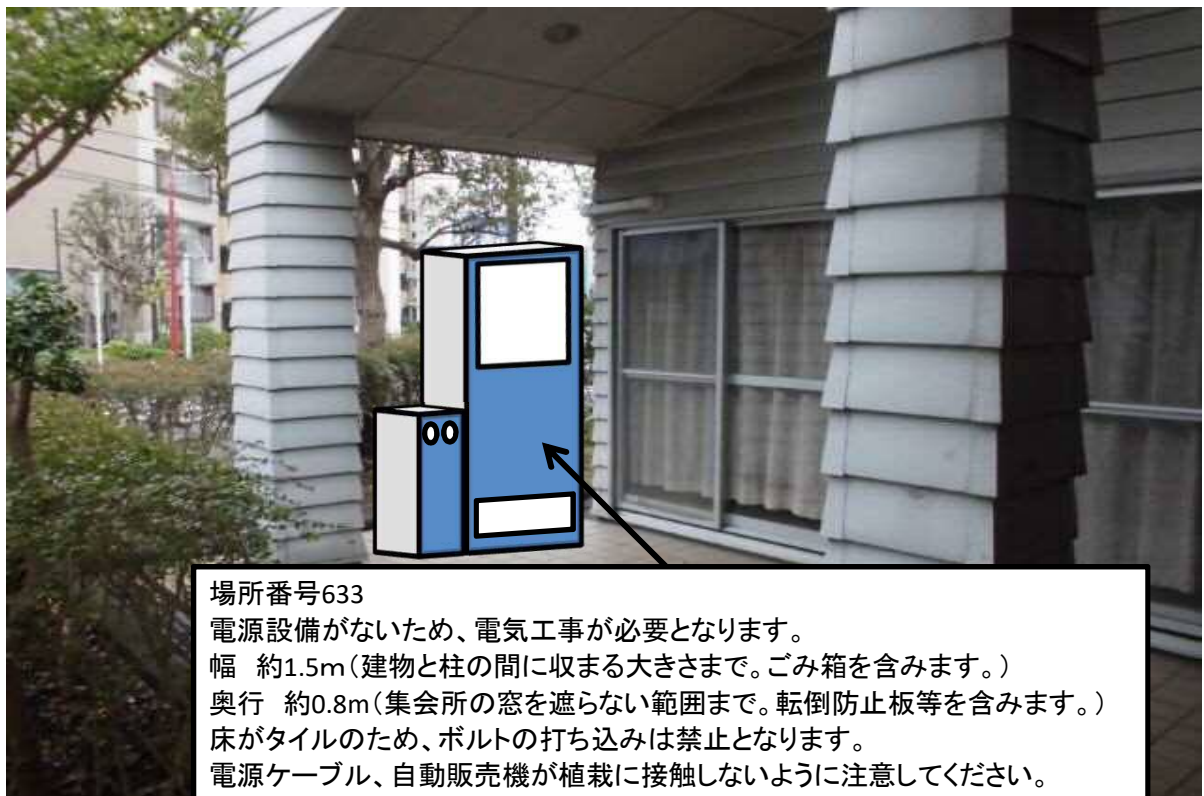
久末表B市営住宅

場所番号	633	所在地	高津区久末1938-1
------	-----	-----	-------------

案内図



設置箇所写真



※案内図及び設置箇所写真は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び設置箇所写真と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

中野島多摩川市営住宅

場所番号

634

所在地

多摩区中野島5丁目1823-1
(住居表示:多摩区中野島5丁目2)

案内図



設置箇所写真



場所番号634

電源コンセントあり。(使用条件は9ページ「一時貸付物件一覧表・個別条件仕様書」に記載。)

幅 約1m(写真の玄関内(植栽から扉)に収まる大きさまで。ごみ箱を含みます。)

奥行 約0.8m(写真の植栽から出ない大きさまで。転倒防止板を含みます。)

床がタイルのため、ボルトの打ち込みは禁止となります。

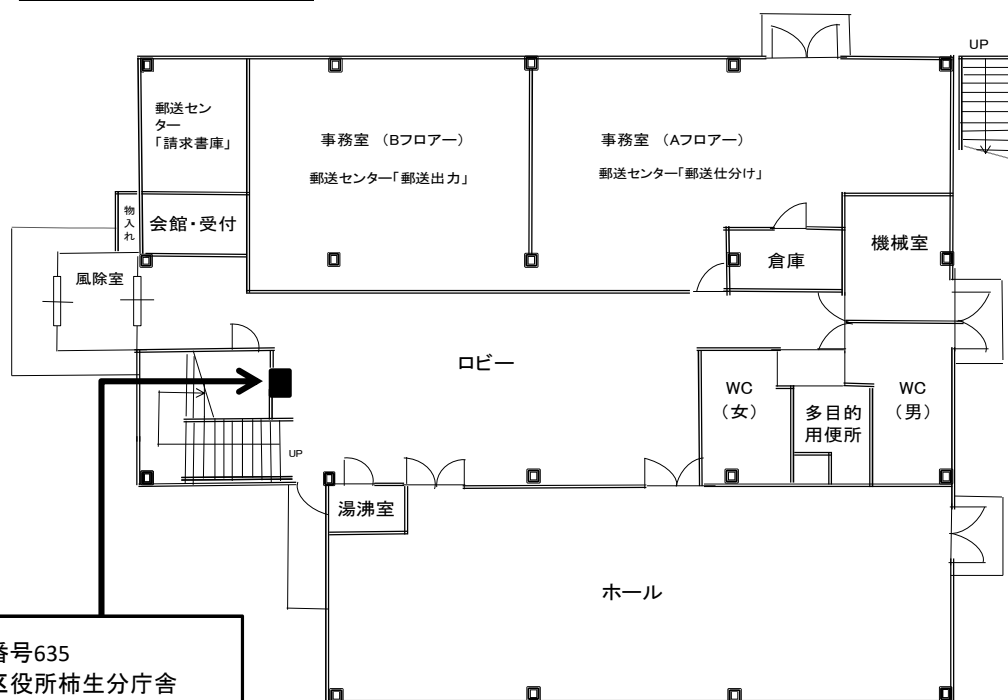
電源ケーブル、自動販売機が植栽に接触しないように注意してください。

※案内図及び設置箇所写真は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び設置箇所写真と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

麻生区役所柿生分庁舎1階			
場所番号	635	所在地	麻生区上麻生6丁目433-6 (住居表示:麻生区上麻生6丁目29-18)

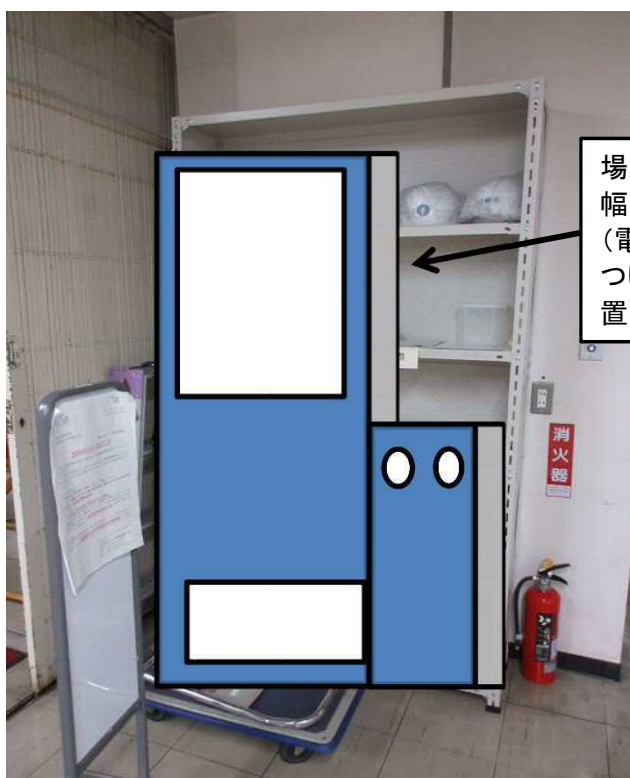
案内図

1階平面図



場所番号635
麻生区役所柿生分庁舎

設置箇所写真



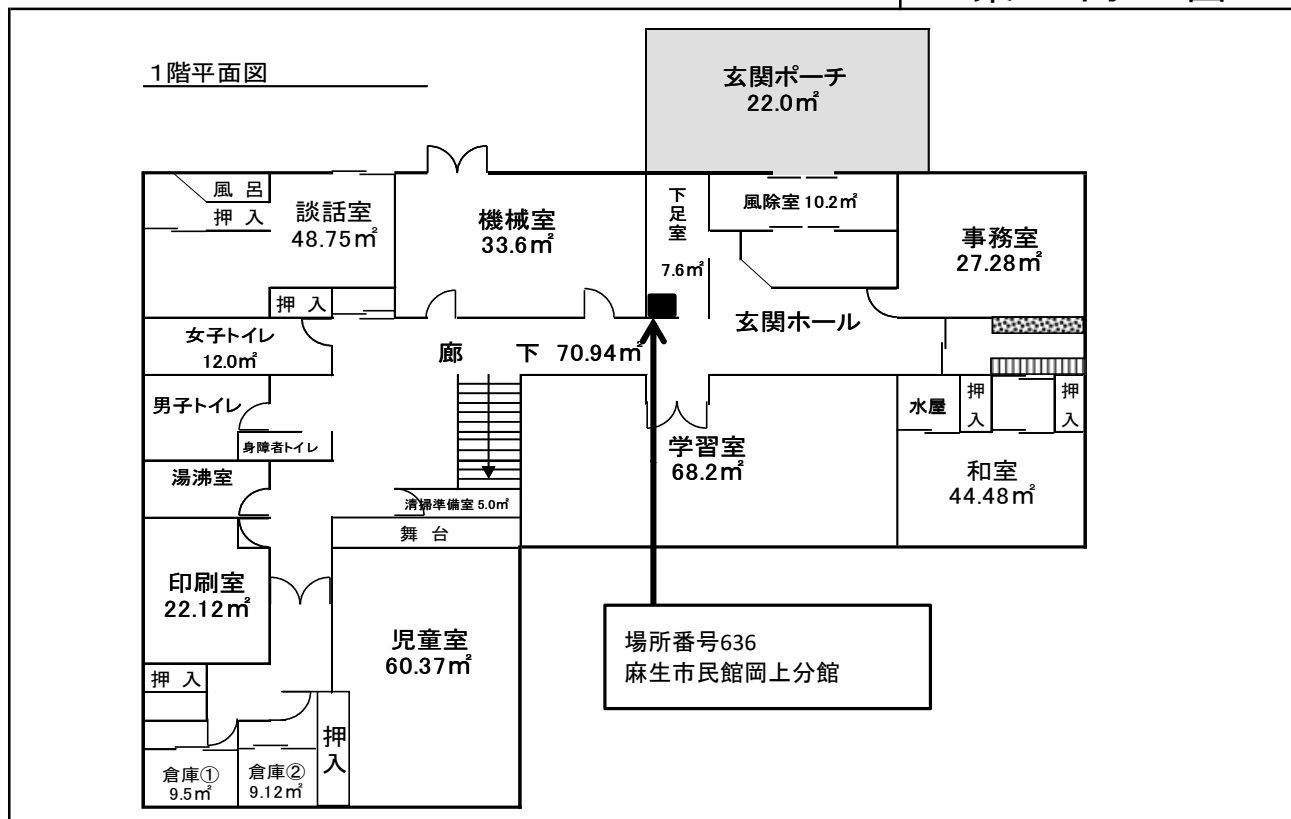
場所番号635
幅 約1.5m、奥行 約 1m
(電源コンセントあり。棚については、自動販売機設置の際には移動します。)

※案内図及び設置箇所写真は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び設置箇所写真と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

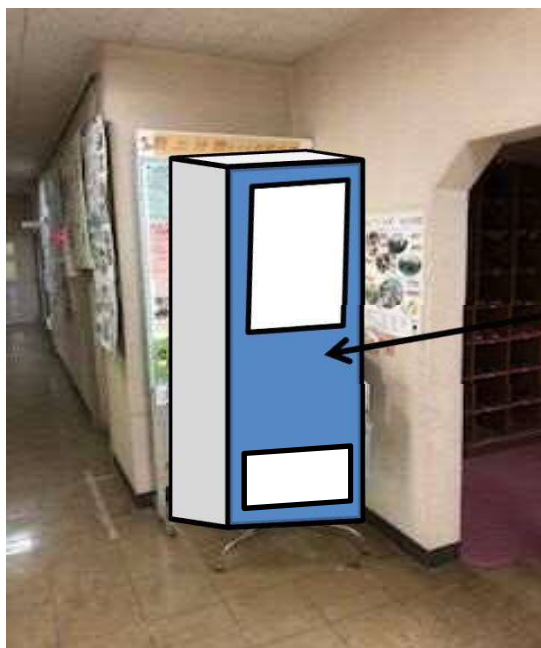
麻生市民館岡上分館1階

場所番号	636	所在地	麻生区岡上286-1
------	-----	-----	------------

案内図



設置箇所写真



場所番号636
幅 約0.95m、奥行 約1m
(電源コンセントあり。
本の展示・掲示板について
は、自動販売機設置の
際には移動します。ゴミ箱
については、財産管理者と
協議のうえ、周辺の空いて
いる場所に設置可能。)

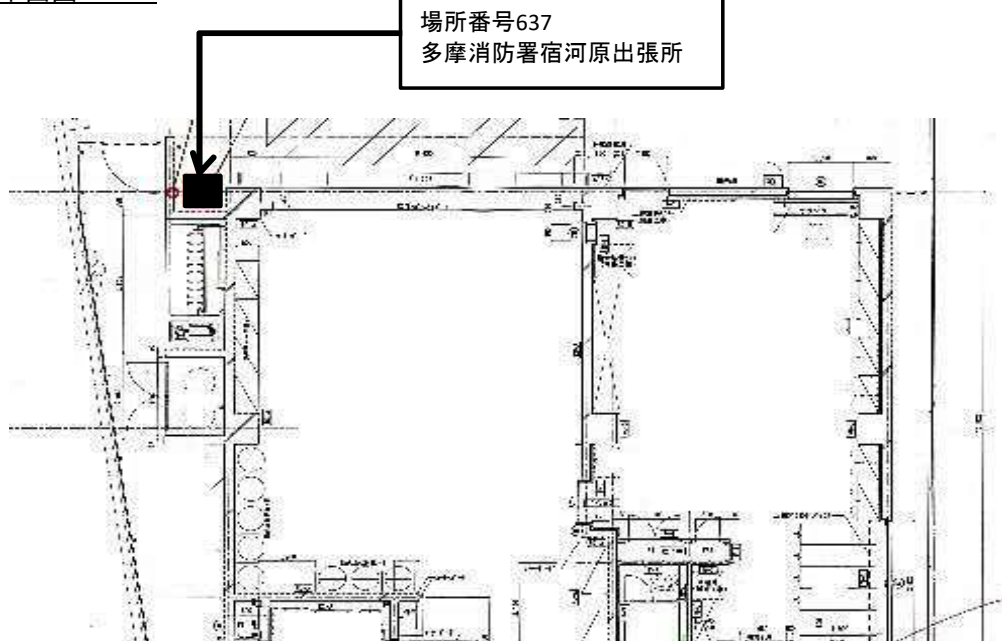
※案内図及び設置箇所写真は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び設置箇所写真と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

多摩消防署宿河原出張所1階

場所番号	637	所在地	多摩区宿河原3丁目524-2 (住居表示:多摩区宿河原3丁目12-1)
------	-----	-----	--

案 内 図

1階平面図



設置箇所写真

完成イメージ図



場所番号637 幅約1.1m 奥行1.0m
(電源コンセントあり。ごみ箱は車庫内(シャッターの内側)に設置)

※案内図及び設置箇所写真は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況等については、必ずご自身で調査、確認の上、お申し込みください。なお、案内図及び設置箇所写真と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

一時貸付物件に関する留意事項

1 貸付期間中の建替え等について

現在、貸付期間中の建替え、移設、補修等の工事、管理換え、配置変更等を予定している一時貸付物件はありません。ただし、財産管理上の都合により貸付場所での継続設置が困難となった場合には、財産管理者から移設、撤去を指示いたします。

2 一時貸付物件について

今年度入札を行う場所には、既設の自動販売機はありません。

3 建物の概要

(1) 柿生分庁舎（場所番号 635）

川崎市郵送請求事務センター、ホール、会議室があります。ホール及び会議室については、市民活動団体等の利用があります。

○施設利用者数

職員数	年間利用者数
40人	約3,500人

○利用できる時間帯及び休館日

午前8時30分～午後9時

休館日 第2・第4日曜日、祝休日、12月29日～1月3日

(2) 麻生市民館岡上分館（場所番号 636）

集会室、学習室、和室、体育室、児童室、図書室があり、市民活動団体等の利用があります。

○施設利用者数

職員数	年間利用者数
5人	約20,000人

○利用できる時間帯及び休館日

午前8時30分～午後9時

休館日 毎月第3月曜日（祝日の場合は、第3火曜日）、8月及び2月の第1月曜日、12月29日～1月3日

(3) 多摩消防署宿河原出張所（場所番号 637）

現在、建替工事を行っており、令和2年3月に完成する予定です。職員は24時間8人体制で勤務しています。

市有財産一時貸付契約書（案）

- 1 件 名 令和元年度
一般競争入札による市有財産（自動販売機設置場所）
一時貸付け 物件番号○
- 2 一時貸付物件 一時貸付物件一覧表・個別条件仕様書のとおり
- 3 貸付料（契約金額） <物件番号○>（消費税が課税されるもの）
金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）
各年度の納入額は、納入通知額一覧表のとおり
- 4 貸付期間 <物件番号○>
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約保証金 金 円（契約金額の10分の1以上(円未満切上げ)の額）
- 6 個別条件 一時貸付物件一覧表・個別条件仕様書のとおり

上記の一時貸付物件について、川崎市を貸付人、 を借受人とし、「令和元年度一般競争入札による市有財産（自動販売機設置場所）一時貸付けの案内書」（以下「入札案内書」という。）に基づき、貸付人と借受人との間において、「自動販売機設置場所一時貸付契約約款」により一時貸付契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

なお、本件契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はないものとする。

本件契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸付人と借受人とがそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 月 日

貸付人 川崎市

川崎市長 福田 紀彦

借受人 住 所

氏 名

一時貸付物件一覧表・個別条件仕様書

物件番号 ○

場所 番号	財産名称・場所 (財産管理者)	所 在 地	貸付 面積	消費税	設置・運営	販売品

納入通知額一覧表

物件番号 ○

場所 番号	財産名称・場所 (財産管理者)	納入通知額 (円) (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	計
		()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()
計		()	()	()	()	()	()

自動販売機設置場所一時貸付契約約款（案）

（目的）

第1条 この約款は、本件契約の履行について必要な事項を定めるものとする。

（用途の指定等）

第2条 借受人は、一時貸付物件に自動販売機及び飲料容器等の回収容器等（以下「自動販売機等」という。）を設置して運営する事業（以下「自動販売機設置事業」という。）を行うものとする。

2 借受人は、自ら自動販売機設置事業に必要な工事費、維持管理費、光熱水費その他の費用を負担して、一時貸付物件を自動販売機設置事業の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければならない。

（禁止事項）

第3条 借受人は、一時貸付物件について、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 一時貸付物件を指定用途以外の用途に供すること。
- (2) 一時貸付物件に建物を建築すること又は工作物を設置すること。
- (3) 土壌の汚染、土地の形質の変更その他原状回復が困難となるような使用をすること。
- (4) 一時貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。
- (5) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。
- (6) 一時貸付物件において、公序良俗に反する行為をすること。

2 借受人は、財産管理者（本契約書に定める者をいう。以下同じ。）が電源等の確保のため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、一時貸付物件に電気設備、地下埋設物その他の工作物を設置することができる。

（自動販売機等の設置等）

第4条 借受人は、次の各号に掲げる事項その他本契約書に定める個別条件を遵守して自動販売機設置事業を行わなければならない。

- (1) 貸付期間を通じて、自動販売機等が常時使用可能な状態で設置されていること。
- (2) 自動販売機等（借受人が前条第2項の規定により設置する工作物を含む。以下同じ。）の設置及び維持管理にあたっては、転倒防止、漏電防止、容器等の散乱防止など、利用者及び近隣住民の安全並びに周辺環境の保全に十分配慮すること。
- (3) 自動販売機の販売品（以下「販売品」という。）の在庫管理、補充、交換は、借受人の責任において、財産管理及び近隣住民の生活に配慮した方法、頻度、時間帯等により行うこと。
- (4) 自動販売機の付近に原則として1個以上の飲料容器等の回収容器を設置し、空き缶等の使用済み容器が周囲に散乱しない頻度により回収して適正に処分すること。
- (5) 飲料用の自動販売機は、ノンフロン冷媒又は低GWP冷媒で、かつ、ヒートポンプ対応等エネルギー消費効率の優れた機種（年間消費電力量（カタログ値）1, 131kWh/年未満のものに限る。）とすること。なお、適宜消灯・減光等を行い、節電対策に努めること。
- (6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）を遵守し、販売品の賞味期限等の衛生管理対策の徹底を図ること。
- (7) 川崎市屋外広告物条例（昭和46年川崎市条例第77号）、川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例（平成7年川崎市条例第11号）その他の関係法令を遵守すること。
- (8) 自動販売機等は、財産管理者の日常の管理責任の範囲にあると解さないこと。

2 借受人は、貸付期間の開始後、速やかに指定の位置に自動販売機等を設置すること。

3 前項の自動販売機等の設置は、財産管理者の指示に従って行うものとし、設置後において財産管理者が、安全管理上支障があると認めた場合には、その指示に従い速やかに必要な措置を講じること。

（自動販売機等の移設等）

第5条 財産管理者が、財産管理上の事情等により、一時貸付物件として指定した位置を変更せざるを得ないと判断したときは、借受人に自動販売機等の移設を指示することができる。ただし、移設により著しく自動販売機設置事業に影響が出ると想定される場合は、貸付人と借受人とが協議の上、その対応を決定する。

2 財産管理者が、財産管理上の事情等により、自動販売機等の移設先を確保できないと判断したときは、借受人に当該自動販売機等の撤去を指示することができる。この場合、第23条による本件契約の全部又は一部の解除があったものとみなす。

3 第1項及び前項の指示による移設又は撤去は、借受人の負担において行うものとする。

(販売品)

第6条 販売品は、本契約書に定める個別条件を遵守するものでなければならない。ただし、財産管理者が認めた場合を除く。

2 酒税法(昭和28年法律第6号)第2条による酒類又はその類似品は、前項の規定に関わらず販売することができない。

(貸付料)

第7条 借受人は、本契約書に定める納入通知額の各納入年度分の貸付料を、貸付人が財産管理者ごとに発行する納入通知書により、貸付人に納入しなければならない。

2 借受人は、当初の年度分の貸付料にあっては貸付期間の開始日から起算して30日以内に、それ以降の年度分の貸付料にあっては当該年度の4月30日までに、貸付人に納入しなければならない。ただし、それらの納入の期限とする日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日を納入の期限の日とする。

3 貸付人は、第22条第1項の規定により本件契約が解除されたときは、既納の貸付料を借受人に返還しない。

(貸付料の改定)

第8条 貸付人は、一時貸付物件につき特別の費用を負担することになったときその他正当な理由があると認めるときは、借受人に対して貸付料の増額を請求することができる。

2 貸付人が前項の規定に基づき、借受人に対して貸付料の増額を請求したときは、貸付人と借受人とが協議の上、その額を決定するものとする。

(貸付料の延滞料)

第9条 借受人は、第7条第2項の納入の期限とする日までに貸付料を納入しないときは、当該日の翌日から納入した日までの日数に応じ、その貸付料の金額に年14.5パーセントの割合で計算した金額(100円未満の端数があるとき又は当該金額が500円未満であるときは、その端数金額又は当該金額を切り捨てる。)を延滞料として、貸付人の発行する納付書により、貸付人に納付しなければならない。

(契約保証金)

第10条 借受人は、本件契約の締結と同時に、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の16に規定する契約保証金(以下「契約保証金」という。)として、本契約書に定める契約保証金の額を貸付人の発行する納付書により、貸付人に納付しなければならない。

2 第8条の規定により貸付料が増額された場合の契約保証金は、増額後の貸付料(契約金額)の10分の1以上(円未満切上げ)となるように、貸付料増額の日から改定されるものとし、借受人は、増額後の契約保証金の額と従前の契約保証金の額との差額を、貸付人の発行する納付書により、当該増額の日から30日以内に貸付人に納付しなければならない。ただし、増額後の貸付料(契約金額)と増額前の貸付料(契約金額)の差額が、増額前の貸付料(契約金額)の3割に満たない場合は、この限りでない。

3 貸付人は、本件契約の終了後、借受人の第25条第1項に規定する義務の履行(ただし書を適用する場合を含む。)を確認したときは、借受人の請求により遅滞なく納入されている契約保証金を借受人に返還する。ただし、第5項の規定により契約保証金が貸付人に帰属したときは、この限りではない。

4 前項の契約保証金には、利息を付さない。

5 貸付人が第22条第1項の規定により本件契約を解除したとき、第24条の規定により本件契約が解除されたとき又は第25条第1項の義務を履行しないときは、契約保証金は貸付人に帰属する。

6 借受人は、前項の規定により契約保証金を貸付人に帰属させたことに対して、一切の異議を申し立てることができない。

7 借受人は、貸付人に対する契約保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金の返還請求権に担保を設定してはならない。

(充当の順序)

第11条 貸付人は、借受人が納入した金額がその合計額に満たないときは、第7条の貸付料(弁済期が到来しているものに限る。)、第9条の貸付料の延滞料、第10条の契約保証金について、納入時における名目を問わず、延滞料、契約保証金、貸付料の順に充当する。

2 借受人は、貸付人が前項に基づき充当したことについて、一切の異議を申し立てることができな

い。

(電気料)

第12条 借受人は、自動販売機の設置に当たって川崎市の電源を使用するときは、貸付人が別途算出する実費相当額の電気料を、貸付人が発行する納入通知書により、その指定する日（その日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日）までに、貸付人に納入しなければならない。なお、子メーターの設置に係る費用は借受人の負担とする。

2 貸付人は、正当な理由があると認めるときは、借受人に対して電気料の増額を請求することができる。

3 借受人が故障等により自動販売機を交換する場合は、交換を実施した月の翌月以降の電気料を再算出するものとし、電気料が増額となる場合は、増額後の電気料の額と従前の電気料の額との差額を、貸付人が発行する納入通知書により、その指定する日（その日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日）までに納入しなければならない。なお、電気料が減額となる場合は、借受人に対して差額分を返還するものとする。

(水道料等)

第13条 借受人は、自動販売機の設置に当たって川崎市の水道等を使用するときは、貸付人が別途算出する実費相当額を、貸付人が発行する納入通知書により、その指定する日（その日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日）までに貸付人に納入しなければならない。

2 貸付人は、正当な理由があると認めるときは、借受人に対して水道料等の増額を請求することができる。

3 貸付人は、第1項の規定にかかわらず、借受人と協議の上、年度を単位とする等の方法により水道料等を請求することができる。

(一時貸付物件の引渡し)

第14条 貸付人は、貸付期間の初日に、一時貸付物件を現況有姿で借受人に引き渡すものとする。ただし、貸付人に前の貸付期間がある場合において、当該期間に係る借受人、川崎市及び借受人との間に協議が成立したときは、借受人が第25条に規定する返還に係る義務を引き継いだもののみなして、当該協議によって定める状態とすることができる。

(かし担保責任)

第15条 借受人は、本件契約の締結後、一時貸付物件に数量の不足その他隠れたかしのあることを発見しても、貸付料の減免、損害賠償その他の請求をすることができない。

(管理義務等)

第16条 借受人は、一時貸付物件の引渡し後は、善良なる管理者としての注意をもって一時貸付物件（一時貸付物件に設置された工作物を含む。次条から第19条において同じ。）を管理し、利用者及び近隣住民との間で紛争等が生じないよう努めなければならない。

2 借受人が前項の義務を怠ったことにより、利用者、近隣住民その他の第三者に損害を与えた場合は、借受人がその賠償の責めを負うものとし、貸付人が借受人に代わってその賠償の責めを果たした場合には、貸付人は借受人に求償することができる。

(費用負担)

第17条 一時貸付物件の維持、保存、改良、修繕その他に要する費用は借受人の負担とする。ただし、借受人の責に帰することができない事由によるときは、貸付人と借受人の協議によりその負担を定めるものとする。

(滅失又は毀損の報告)

第18条 借受人は、一時貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合には、直ちに貸付人にその状況を報告しなければならない。

(滅失又は毀損の原状回復)

第19条 借受人は、その責に帰すべき事由により一時貸付物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、借受人の負担において原状に回復しなければならない。

(資料の提出等)

第20条 借受人は、自動販売機設置事業に係る各年度の売上実績（売上数量及び売上金額をいう。）を毎年4月30日まで（貸付期間が年度の途中で終了するときは、当該終了日の属する月の翌末日まで）に貸付人に報告しなければならない。

2 貸付人は、その必要とする場合において、随時に前項の報告を求めることができる。

3 貸付人は、借受人が第3条に違反している疑いがあるとき、債権の保全上必要があるときは、借

受人に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができる。

- 4 借受人は、貸付人から前項の規定による請求があったときは、正当な理由なくその請求を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(違約金)

第21条 借受人は、貸付期間中に、第3条及び前条に規定する義務に違反したときは、違約金として本契約書に定める貸付料（契約金額）の100分の30に相当する額（円未満切捨て）を貸付人に支払わなければならない。

- 2 前項の違約金は、次条第2項又は第26条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈してはならない。

(契約の解除)

第22条 貸付人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本件契約を解除することができる。

- (1) 借受人が、納入期限後3か月以上にわたって貸付料の支払いを怠ったとき。
 - (2) 借受人が、第3条に定める事項に違反したとき。
 - (3) 借受人が、本件契約に定める義務を履行しないとき。
 - (4) 借受人が、自己の事業内容、資力、信用状態等の重要な事項に関して虚偽の申告等があったとき又は正当な理由がなく申告等を行わないとき。
 - (5) 借受人が、破産、会社更生、民事再生、清算又は特別清算その他倒産法制上の手続について、借受人の取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者（借受人の取締役を含む。）によって、その申立てがなされたとき。
 - (6) 借受人の発行する手形又は小切手が不渡りとなったとき。
 - (7) 借受人が、川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
 - (8) 借受人が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。
 - (9) この契約に関して、借受人が、委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (10) この契約に関して、借受人が、第7号又は第8号のいずれかに該当する者を委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において、貸付人が借受人に対して当該契約の解除を求め、借受人がこれに従わなかったとき。
- 2 借受人は、前項の規定により貸付人が本件契約を解除した場合において、第10条第5項の規定により貸付人に帰属する契約保証金の額を超えて、貸付人に損害が生じるときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 借受人は、貸付人が第1項の規定により契約を解除したことに伴い発生した損失について、貸付人にその補償を請求することができない。
- 4 借受人は、貸付人が第1項の規定により契約を解除した場合、解除した当該年度及びその次の年度に実施する自動販売機設置業者一時貸付の一般競争入札に参加できないこととする。

(貸付人の事情による契約の解除)

第23条 貸付人は、貸付期間中に公用又は公共用に供するため一時貸付物件を必要とするときは、本件契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 貸付人は、前項の規定により本件契約の全部又は一部を解除したときは、本契約書に定める一時貸付物件の場所番号ごとの貸付料に基づき、一時貸付物件の返還を受けた日の翌日以降分の既納の貸付料を借受人に返還するものとする。
- 3 借受人は、第1項の規定により貸付人が本件契約を解除した場合において、借受人に損害（撤去にかかる費用を除く。）が生じるときは、貸付人にその補償を請求できるものとする。
- 4 貸付人は、第1項の規定により本件契約の全部を解除したときは、第10条第3項及び第4項の規定に基づき、契約保証金を返還する。なお、第1項の規定により本件契約の一部を解除したときは、本件契約の終了後、第10条第3項及び第4項の規定に基づき、契約保証金を返還する。

(解除の申し入れ)

第24条 借受人は、やむを得ない事情がある場合は、貸付人に対して、書面により本件契約の解除を申し入れすることができる。ただし、本契約の一部の解除を申し入れすることができない。

- 2 前項の解除の申し入れは、貸付期間の開始日から起算して1年6か月を経過する日以降の月末日を解除日として、当該解除日の6か月前までに行わなければならない。

3 第1項の規定により本件契約の解除を申し入れた場合、解除を申し入れた当該年度及びその次の年度に実施する自動販売機設置業者一時貸付の一般競争入札に参加できないこととする。

(一時貸付物件の返還)

第25条 借受人は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日までに、一時貸付物件を引渡し時点(貸付人に前の貸付期間がある場合で、借受人が引き続き同じ一時貸付物件を使用している場合は、当初の引渡し時点)の原状に回復して貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付人に次の貸付期間がある場合において、次の貸付期間にも引き続き同じ一時貸付物件を使用することができることとなったときは、当該一時貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができる。

- (1) 貸付期間の満了による場合 貸付期間の満了の日
- (2) 第22条の規定により貸付人が本件契約を解除する場合 貸付人の指定する日
- (3) 第23条の規定により貸付人が本件契約を解除する場合 貸付人の指定する日
- (4) 前条の規定により本件契約が解除された場合 前条第2項の解除日

2 前項の返還は、貸付人の立会いの上で行うものとする。

3 借受人が一時貸付物件に電気設備等の工作物を設置し、また、軽易な工事等を行っている場合において、貸付人が認めた時は、第1項の規定にかかわらず、当該部分について一時貸付物件を原状に回復することなく貸付人に返還することができる。

4 貸付人は、借受人が第1項に規定する義務を履行しないときは、借受人が設置する自動販売機を移設することができるものとする。この場合において、借受人は、第10条第3項の規定により貸付人に帰属する契約保証金の額を超えて貸付人に費用が生じるときは、その超えた費用を貸付人に支払わなければならない。

(損害賠償)

第26条 借受人の責に帰する事由により一時貸付物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損した場合において、貸付人が負担して原状に回復したときは、借受人は、当該滅失し、又は毀損したことによる損害に相当する金額その他費用等を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第27条 借受人は、貸付期間が満了したとき、第22条第1項又は第23条第1項若しくは第24条の規定により本件契約が解除されたときにおいて、一時貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用がある場合においても、これを貸付人に請求することができない。

(自動販売機等の利用者等への対応)

第28条 借受人は、設置する自動販売機等に対応する窓口等の連絡先を掲示するとともに、自動販売機設置事業により発生するトラブル、苦情等について一切の責任を持って解決しなければならない。

2 借受人は、自動販売機設置事業に関する利用者からの苦情その他紛争が生じたときは、その費用を負担し、自らの責任において解決しなければならない。

(不当介入の排除)

第29条 借受人は、この契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第9条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由なく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく貸付人に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

(契約の費用)

第30条 本件契約の締結に要する費用は、借受人の負担とする。

(住所等の変更の届出)

第31条 借受人は、その住所又は氏名(法人の場合にあっては所在地又は名称)に変更があったときは、速やかに貸付人に届け出るものとする。

(疑義の決定)

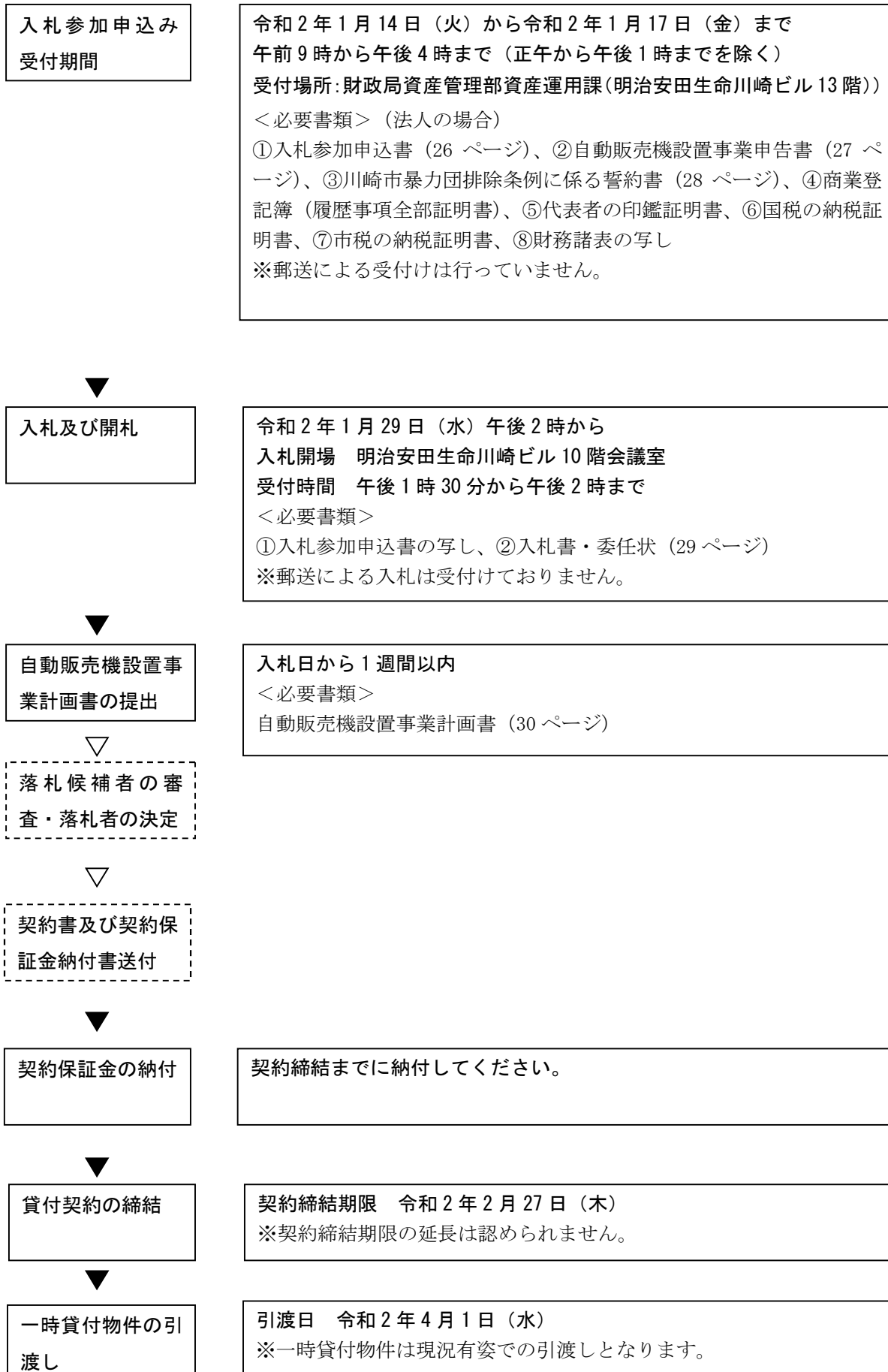
第32条 本件契約に関して疑義の生じたとき又は定めのない事項の取扱いについては、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)等によるほか、貸付人と借受人とが協議の上、その内容を決定するものとする。

(合意管轄)

第33条 本件契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

令和元年度

一般競争入札による市有財産（自動販売機設置場所）一時貸付け ～ 入札参加申込みから一時貸付物件引渡しまでの流れ ～



入札参加申込書

(令和元年度一般競争入札による市有財産（自動販売機設置場所）一時貸付け)

令和 年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

申込者（入札者）

住所又は 所 在 地	〒 — 電話 （ ）
(フリガナ) 氏名又は 名 称 代表者名	実印

標記の一般競争入札に参加したいので、「令和元年度一般競争入札による市有財産（自動販売機設置場所）一時貸付けの案内書」に記載された内容を全て承知の上、必要書類を添えて申し込みます。

なお、私（当法人及び当法人役員等）は本申込書及び本申込みに必要な書類に記載されている内容は、全て事実と相違ないことを誓約します。

入札物件

物件番号	1	2
------	---	---

※ 参加を希望する物件番号を「○」で囲んでいただき、希望しない物件番号について「×」をしてください。

※ 入札時は、本入札参加申込書（写し）を必ず持参してください。

- 1 申込者は、「令和元年度一般競争入札による市有財産（自動販売機設置場所）一時貸付けの案内書」の「10 申込みに必要な書類」に記載された書類の提出が必要となります。
- 2 提出書類に押印する印鑑（実印）は、全て同一のものを使用してください。
- 3 入札及び開札の日時及び場所
 - （1） 日 時 令和2年1月29日（水）午後2時
 - （2） 場 所 明治安田生命川崎ビル10階会議室
 - （3） 受付時間 午後1時30分から午後2時まで
- 4 提出後に入札を辞退する場合は、入札辞退届の提出が必要です。

自動販売機設置事業申告書

(令和元年度一般競争入札による市有財産（自動販売機設置場所）一時貸付け)

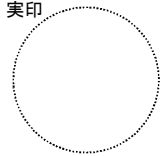
令和 年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

申込者 住所又は
(入札者) 所 在 地

氏名又は
名 称
代表者名

実印



「令和元年度一般競争入札による市有財産（自動販売機設置場所）一時貸付けの案内書」の「9 入札参加資格」に記載された自動販売機設置事業又はこれに類する事業の実績について次のとおり申告します。また、記載された内容は全て事実と相違ないことを誓約します。

平成29年度

--

平成30年度

--

(令和元年度一般競争入札による市有財産（自動販売機設置場所）一時貸付け)

(宛先) 川 崎 市 長

また、上記の者でないことを確認するため、川崎市が本様式に記載された全ての者の個人情報
を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

実印、

実印

[illegible]

- ※ 入札者が個人の場合は役職名を記載する必要はありません。
- ※ 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

(令和元年度一般競争入札による市有財産（自動販売機設置場所）一時貸付け)

(宛先) 川 崎 市 長

実印



物件番号										
金 額			百万			千				円
(注) 1 か月間の月額貸付料（税抜）をアラビア数字で記載し、必ず金額の頭に「¥」を記入すること										

- (宛先) 川 崎 市 長

実印

印

- 29

自動販売機設置事業計画書

(令和元年度一般競争入札による市有財産（自動販売機設置場所）一時貸付け)

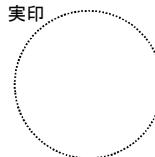
令和 年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

申込者 住所又は
(入札者) 所在地

氏名又は
名 称
代表者名

実印



物件番号	
------	--

契約保証金	
-------	--

令和元年度一般競争入札による市有財産（自動販売機設置場所）一時貸付けに係る一時貸付物件に設置する自動販売機の仕様等について、次のとおり届け出ます。

場 所 番 号	メーカー・型式・装備	外形寸法	年式／製品重量 年間消費電力量
	メーカー 型 式 装 備	W mm D mm H mm	年式 kg kW・h
	メーカー 型 式 装 備	W mm D mm H mm	年式 kg kW・h
	メーカー 型 式 装 備	W mm D mm H mm	年式 kg kW・h
	メーカー 型 式 装 備	W mm D mm H mm	年式 kg kW・h
	メーカー 型 式 装 備	W mm D mm H mm	年式 kg kW・h
	メーカー 型 式 装 備	W mm D mm H mm	年式 kg kW・h
	メーカー 型 式 装 備	W mm D mm H mm	年式 kg kW・h
	メーカー 型 式 装 備	W mm D mm H mm	年式 kg kW・h
	メーカー 型 式 装 備	W mm D mm H mm	年式 kg kW・h

(納入通知書等の送付先)

〒	担当者
	電話 ()

- ※ 自動販売機のカatalog等を添付してください。
- ※ 上記の内容に変更があった場合は、変更から30日以内に届出てください。

(令和元年度一般競争入札による市有財産（自動販売機設置場所）一時貸付け)

(宛先) 川 崎 市 長

住所又は所在地	〒 ー 電話 ()
(フリガナ) 氏名又は名称 代表者名	実印

令和2年1月29日執行の「令和元年度一般競争入札による市有財産（自動販売機設置場所）一時貸付け」について、次の物件の入札を辞退いたします。

物件番号	1	2
------	---	---

- ※ 1 入札参加申込書の提出後に入札を辞退する場合、辞退される物件を「○」で囲み、提出してください。
- 2 申出者は、入札参加申込者と同一人とし、押印する印鑑（実印）は、入札参加申込書と同一のものを使用してください。

※ 鉛筆や消せるボールペン等、訂正が容易にできる筆記用具は使用しないでください。

記載例

入札参加申込書

(令和元年度一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付け)

令和 2 年 1 月 〇 日

(宛先) 川 崎 市 長

印鑑証明書(個人の場合は印鑑登録証明書)と
同一の実印を押印してください。
印鑑証明書と異なる印鑑を使用する場合は、使
用印鑑届の提出が必要です。

申込者(入札者)

住所又は 所在地	〒 100 - 0000 東京都千代田区永田町〇-〇	電話 03 (1234) 5678
(フリガナ) 氏名又は 名称 代表者名	エナジードリンク カブシキガイシャ エナジードリンク 株式会社 代表取締役 川崎 太郎	実印 

標記の一般競争入札に参加したいので、「令和元年度一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付けの案内書」に記載された内容を全て承知の上、必要書類を添えて申し込みます。

なお、私(当法人及び当法人役員等)は本申込書及び本申込みに必要な書類に記載されている内容は、全て事実と相違ないことを誓約します。

入札物件

物件番号	☒ 1	☐ 2
------	------------------------------------	-------------------------

※ 参加を希望する物件番号を「○」で囲んでいただき、希望しない物件番号について「×」をしてください。

※ 入札時は、本入札参加申込書(写し)を必ず持参してください。

- 申込者は、「令和元年度一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付けの案内書」の「10 申込みに必要な書類」に記載された書類の提出が必要となります。
- 提出書類に押印する印鑑(実印)は、全て同一のものを使用してください。
- 入札及び開札の日時及び場所
 - 日 時 令和2年1月29日(水)午後2時
 - 場 所 明治安田生命川崎ビル10階会議室
 - 受付時間 午後1時30分から午後2時まで
- 提出後に入札を辞退する場合は、入札辞退届の提出が必要です。

※ 鉛筆や消せるボールペン等、訂正が容易にできる筆記用具は使用しないでください。

記載例

自動販売機設置事業申告書

(令和元年度一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付け)

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(宛先) 川 崎 市 長

印鑑証明書(個人の場合は印鑑登録証明書)と
同一の実印を押印してください。

申込者 住所又は
(入札者) 所在地 東京都千代田区永田町○-○

氏名又は
名 称 エナジードリンク 株式会社

代表者名 代表取締役 川崎 太郎

実印



「令和元年度一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付けの案内書」の
「9 入札参加資格」に記載された自動販売機設置事業又はこれに類する事業の実績について次の
とおり申告します。また、記載された内容は全て事実と相違ないことを誓約します。

平成29年度

神奈川県川崎市中原区新丸子東2丁目○-○ 株式会社○○○○ ◇◇製作所内 2箇所
神奈川県川崎市麻生区王禅寺3丁目○-○ △△センター内 1箇所
他 神奈川県内 11箇所
東京都渋谷区上原1丁目○-○ □□□□株式会社休憩室内 2箇所
他 東京都内 35箇所

自動販売機を設置していた場所(所在地、施設名)
と台数がわかるように記載してください。
多数ある場合は、都道府県や市町村ごとに代表的
なもの数箇所について記載し、「他○箇所」などと
記載してください。
また、「別紙記載」として、一覧表等を御提出いた
いても構いません。

平成30年度

神奈川県川崎市中原区新丸子東2丁目○-○ 株式会社○○○○ ◇◇製作所内 2箇所
神奈川県川崎市麻生区王禅寺3丁目○-○ △△センター内 1箇所
他 神奈川県内 11箇所
東京都渋谷区上原1丁目○-○ □□□□株式会社休憩室内 2箇所
他 東京都内 35箇所
さいたま市浦和区大原○-○ ☆☆☆ガード下 1箇所

※ 鉛筆や消せるボールペン等、訂正が容易にできる筆記用具は使用しないでください。

記載例

入 札 書

(令和元年度一般競争入札による市有財産（自動販売機設置場所）一時貸付け)

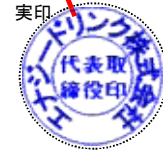
令和 2 年 1 月 29 日

(宛先) 川 崎 市 長

印鑑証明書(個人の場合は印鑑登録証明書)と
同一の実印を押印してください。

代理人が社員の場合は、社員
の所属する事務所等の所在地
を記載してください。

入札者 住所又は
所在地 東京都千代田区永田町〇-〇
(フリガナ) エナジードリンク カブシキガイシャ
氏名又は
名称 エナジードリンク 株式会社
代表者名 代表取締役 川崎 太郎



代理人 住所又は
所在地 横浜市港北区高田東2丁目〇-〇
(フリガナ) ナカハラ ジロウ
氏名又は
名称 中原 二郎
代表者名



物件番号を記載してください。

「令和元年度一般競争入札による市有財産（自動販売機設置場所）一時貸付けの案内書」に記載
された内容を全て承知し、次のとおり入札します。

月額賃貸料(税抜き)を記載し、金額
の頭に「¥」を記載してください。

物件番号							
〇							
金 額			百万		千		円
(注) 1か月間の月額賃貸料(税抜)を アラビア数字で記載し、必ず金額 の頭に「¥」を記入すること			¥	〇	〇	〇	〇

- ※ 1 「¥」の記入のないもの、入札金額を書き損じたものは無効となります。
2 入札者の印鑑は、必ず実印を使用してください。
3 入札書は、物件番号及び氏名又は名称を記載した封筒に封入してください。

委 任 状

(宛先) 川 崎 市 長

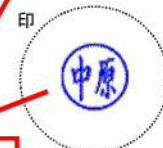
委任状は、代理人の方が入札に参加され
る場合に記載してください(従業員の方が
来られる場合も該当します。)
※記載の有無に関わらず、切り取らない
でください。

私は、「令和元年度一般競争入札による市有財産（自動販売機設置場所）一時貸付け」の一般競争入札にあたり、次の代理人に上記物件番号の入札に関する一切の権限を委任します。

入札者
(委任者) 住所又は
所在地 東京都千代田区永田町〇-〇
氏名又は
名称 エナジードリンク 株式会社
代表者名 代表取締役 川崎 太郎



代理人
(受任者) 住所又は
所在地 横浜市港北区高田東2丁目〇-〇
氏名又は
名称 中原 二郎
代表者名



入札書と同一の印を使用してください。

- ※ 1 本委任状は、代理人が入札に参加する場合に記入してください。入札者本人が入札する場合は、記入する必要はありません。
2 入札者（委任者）及び代理人（受任者）の印鑑は、必ず入札書と同一のものを使用してください。

※ 鉛筆や消せるボールペン等、訂正が容易にできる筆記用具は使用しないでください。

記載例

自動販売機設置事業計画書

(令和元年度一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付け)

この書類は、入札後に落札候補者が提出する書類です。参加申込み時に提出する必要はありません。

令和 2 年 〇 月 〇 日

(宛先) 川 崎 市 長

申込者 住所又は
(入札者) 所在地 東京都千代田区永田町〇-〇
氏名又は 株式会社
名 称 エナジードリンク
代表者名 代表取締役 川崎 太郎



物件番号ごとに記載してください。

物件番号	2
------	---

契約保証金	1,287,000
-------	-----------

令和元年度一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)に設置する自動販売機の仕様等について、次のとおりとする。

希望する契約保証金(※)の額を記載してください。
※契約保証金は必ず貸付料総額の10分の1以上(円未満切上げ)となるようにしてください。
(例)物件2で落札金額が195,000円の場合
 $195,000 \times 12 \times 110 / 100 \times 5 \text{年} \times 1/10$

場 所 番 号	メーカー・型式・装備	外形寸法	年間消費電力量
9	メーカー 川崎電機 型 式 R3ARU 24W6NB1H3 装 備 ノンフロンイトボンプ式・LED照明	W 1,000 mm D 700 mm H 1,830 mm	2014 年式 238 kg 830 kW・h
100	メーカー カワデン 型 式 KHCFG 36W6PBSPQ 装 備 ノンフロンイトボンプ式・LED照明	W 1,190 mm D 722 mm H 1,830 mm	2016 年式 320 kg 1,100 kW・h
〇	メーカー 〇〇〇 型 式 〇〇〇 装 備 〇〇〇	W 〇〇〇 mm D 〇〇〇 mm H 〇〇〇 mm	〇〇 年式 〇〇 kg 〇〇 kW・h
〇	メーカー 〇〇〇 型 式 〇〇〇 装 備 〇〇〇	W 〇〇〇 mm D 〇〇〇 mm H 〇〇〇 mm	〇〇 年式 〇〇 kg 〇〇 kW・h
	メーカー 〇〇〇 型 式 〇〇〇 装 備 〇〇〇	W 〇〇〇 mm D 〇〇〇 mm H 〇〇〇 mm	〇〇 年式 〇〇 kg 〇〇 kW・h
	メーカー 〇〇〇 型 式 〇〇〇 装 備 〇〇〇	W 〇〇〇 mm D 〇〇〇 mm H 〇〇〇 mm	〇〇 年式 〇〇 kg 〇〇 kW・h
	メーカー 〇〇〇 型 式 〇〇〇 装 備 〇〇〇	W 〇〇〇 mm D 〇〇〇 mm H 〇〇〇 mm	〇〇 年式 〇〇 kg 〇〇 kW・h
	メーカー 〇〇〇 型 式 〇〇〇 装 備 〇〇〇	W 〇〇〇 mm D 〇〇〇 mm H 〇〇〇 mm	〇〇 年式 〇〇 kg 〇〇 kW・h
	メーカー 〇〇〇 型 式 〇〇〇 装 備 〇〇〇	W 〇〇〇 mm D 〇〇〇 mm H 〇〇〇 mm	〇〇 年式 〇〇 kg 〇〇 kW・h
	メーカー 〇〇〇 型 式 〇〇〇 装 備 〇〇〇	W 〇〇〇 mm D 〇〇〇 mm H 〇〇〇 mm	〇〇 年式 〇〇 kg 〇〇 kW・h

物件に含まれる場所番号を
全て記載してください。

納入通知書等の送付先を記載
してください。
申込者と同じ場合は、「同上」と
記載してください。

(納入通知書等の送付先)

〒 100 - 0000 横浜市西区みなとみらい〇-〇 神奈川営業部財務グループ	担当者 財務グループ 川崎 電話 043 (1234) 6666
--	---

※ 自動販売機のカatalog等を添付してください。

※ 上記の内容に変更があった場合は、変更から30日以内に届出てください。

※ 鉛筆や消せるボールペン等、訂正が容易にできる筆記用具は使用しないでください。

記載例

入札辞退届

(令和元年度一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付け)

令和 2 年 1 月 〇 日

(宛先) 川 崎 市 長

入札参加申込書と同一の実印を押印してください。

申出者

住所又は所在地	〒 100 - 0000 東京都千代田区永田町〇-〇	電話	03 (1234) 5678
(フリガナ)	エナジードリンク カブシキガイシャ	実印	
氏名又は名称	エナジードリンク 株式会社		
代表者名	代表取締役 川崎 太郎		

令和2年1月29日執行の「令和元年度一般競争入札による市有財産(自動販売機設置場所)一時貸付け」について、次の物件の入札を辞退いたします。

入札物件

物件番号	1	2
------	---	---

- ※ 1 入札参加申込書の提出後に入札を辞退する場合、辞退される物件を「○」で囲み、提出してください。
- 2 申出者は、入札参加申込者と同一人とし、押印する印鑑(実印)は、入札参加申込書と同一のものを使用してください。

参 考

地方自治法（抄）

（契約の履行の確保）

第234条の2

—————（省略）—————

- 2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。（行政財産の管理及び処分）

第238条の4 行政財産は、次項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

- 2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

—————（省略）—————

- (4) 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

（普通財産の管理及び処分）

第238条の5 普通財産はこれを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

(6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

(7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（契約保証金）

第167条の16 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。

2 第167条の7第2項の規定は、前項の規定による契約保証金の納付についてこれを準用する。

川崎市契約規則（抄）

（一般競争入札参加者の制限）

第2条 一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という）第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

2 前項の規定は、落札し、契約の締結をしない者にも適用があるものとする。

（契約保証金）

第32条 令第167条の16の規定による契約保証金の率は、契約金額（第19条の2第1項の規定により電子入札で物品を売り払う場合であって事業者が管理する電子情報処理組織を使用するときは予定価格）の10分の1以上とする。

川崎市暴力団排除条例（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(4) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。

(5) 暴力団経営支配法人等 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であってその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの又は暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。

（市の契約事務における暴力団排除）

第7条 市は、公共工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの（法人等にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。）の市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

神奈川県暴力団排除条例（抄）

（契約の締結における事業者の責務）

- 第22条 事業者は、その事業に係る取引が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあると思料するときは、当該取引の相手方、当該取引の媒介をする者その他の関係者が暴力団員又は暴力団経営支配法人等でないことを確認するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、その事業に関して書面による契約を締結する時は、その契約書に、当該契約の履行が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することが判明したときは当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めるものとする。ただし、当該契約の履行が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがないことが明らかなときは、この限りでない。
- 3 事業者は、前項の規定により契約書においてその契約を解除できる旨を定めた場合において、当該契約の履行が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することが判明したときは、当該契約の定めに従い、当該契約を解除するよう努めるものとする。

（利益供与等の禁止）

- 第23条 事業者は、その事業に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、次に掲げる行為をしてはならない。
- （1）暴力団の威力を利用する目的で、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。
- （2）暴力団の威力を利用したことに関し、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。
- 2 事業者は、その事業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。
- （1）暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して出資し、又は融資すること。
- （2）暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等から出資又は融資を受けること。
- （3）暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に、その事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせること。
- （4）暴力団事務所の用に供されることが明らかな建築物の建築を請け負うこと。
- （5）正当な理由なく現に暴力団事務所の用に供されている建築物（現に暴力団事務所の用に供されている部分に限る。）の増築、改築、又は修繕を請け負うこと。
- （6）儀式その他の暴力団の威力を示すための行事の用に供され、又は供されるおそれがあることを知りながら当該行事を行う場所を提供すること。
- （7）前各号に掲げるもののほか、暴力団の活動を助長し、暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

酒税法（抄）

（酒類の定義及び種類）

- 第2条 この法律において「酒類」とは、アルコール分一度以上の飲料（薄めてアルコール分一度以上の飲料とすることができるもの（アルコール分が九十度以上のアルコールのうち、第七条第一項の規定による酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料として当該製造免許を受けた製造場において製造するもの以外のものを除く。）又は溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含む。）をいう。
- 2 酒類は、発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類及び混成酒類の四種類に分類する。

川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例（抄）

（事業者の責務）

第5条 事業者は、飲料容器等の散乱を防止するための市民等に対する意識の啓発及び飲料容器等の回収容器等の設置に努めるとともに、市が行う施策に協力しなければならない。

【MEMO】

入札会場案内図

場 所 明治安田生命川崎ビル10階会議室
川崎市川崎区宮本町6番地

連絡先 川崎市財政局資産管理部資産運用課
川崎市川崎区宮本町6番地（明治安田生命川崎ビル13階）
電 話 044-200-2086

※ 車でのご来場は、御遠慮ください。





Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市